第

5 2 9 5

号

REÂDAS リーダァスクラブ 1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 8月 24日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

⇒ 受取配当等の益金不算入

Q:受取配当等の益金不算入の取扱いが改 正されたそうですが、どのようになったので すか?

A:次のようになりました。

【解説】

平成27年度税制改正において、受取配当等 の益金不算入の対象となる株式等の区分及び 益金不算入割合が改正され、それぞれ次のと おりとされました。

[株式等の区分]

[益金不算入割合]

①完全子法人株式等

100%

(株式等保有割合100%)

②関連法人株式等

100%

(株式等保有割合3分の1超100%未満)

③その他の株式等

50%

(株式等保有割合5%超3分の1以下)

④非支配目的株式等

20%

(株式等保有割合5%以下)

(注)②の株式等の益金不算入の額は、その配当等の額から負債の利子の額を控除した金額となります。

また、関連法人株式等の株式保有要件は、 発行株式総数の3分の1超を配当の計算期間 で継続保有していることとされました。

なお、関連法人株式等の判定にかかる株式の取得日について、株式の購入の場合は、株式の引渡しのあった日などを法基通3-1-7の2で明らかにしています。







